

## 特記仕様書 1

### 5 (3) ② (イ) A 子育て世代を対象とした事業

#### 1 事業目的

地域住民をはじめ、高齢者や子ども、子育て世代が交流を図ることができる「世代間交流事業」を実施し、人と人がふれあい、喜びや生きがいを感じられる、新たなコミュニティの場を地域に作る。

また、多様な世代が交流する中で、地域の子どもたちを広く受け入れ、地域の中で子どもたちの育ちを支え、見守ることができる「子どもの居場所づくり事業」を地域資源を活用して企画・実施し子どもが安心して過ごせる場の提供をする。

#### 2 事業対象者

乳幼児とその保護者から高齢者。なお、子どもの居場所づくり事業については、児童福祉法で定義されている18歳未満の児童とする。

#### 3 事業内容

##### (1) 子育てに関する相談等の対応

子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な子育て家庭を関係機関に繋ぐなど連携を図ること。

##### (2) 子育てに関する情報提供

市内関係機関や地域の子育て団体等から、地域資源や子育てに関する情報を収集し、利用者に提供すること。

##### (3) 子育てに関する交流の機会の提供

子育て家庭等が様々な世代と意見交換をすることができる集いの場を提供すること。

##### (4) 世代間交流に関する機会の提供

子育て家庭等が、多様な世代の地域住民と交流を図り、新たなコミュニティの場を地域に作る機会を提供すること。

##### (5) 子どもを対象とした居場所づくり事業

子どもたちが、家庭以外において安心して過ごすことができ、地域住民が子どもたちの育ちを見守ることができるような居場所づくり事業を実施すること。

##### (6) その他当該事業に関する業務

- ① 事業の企画、運営及び報告
- ② 広報しきの掲載原稿の作成
- ③ 参加者の集計、日誌や利用統計の作成

- ④ 事業実施に際しての整理整頓、軽微な修理
- ⑤ 参加者の事故やトラブルの対応及び報告書の作成
- ⑥ 各子育て支援センターや保育施設、健康増進センターとの連絡調整

#### 4 実施回数

原則、世代間交流事業及び子どもの居場所づくり事業を毎週各 1 回実施

#### 5 事業参加費

無料。ただし、事業等で実費負担がある場合は、徴収することができる。

#### 6 遵守法令

児童福祉法及び子育て支援に係る関連法令を遵守する。

#### 7 配置スタッフ

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を 2 名以上配置すること。(非常勤職員でも可)

なお、業務に携わるスタッフに異動があった場合は、市に変更後のスタッフ名簿を提出するものとする。